



# 宮 崎 県 公 報

平成26年7月3日(木曜日) 第2604号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2 件) …… ( “ ) 2

### 公 告

- 宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の  
手続の公表…………… (総務課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 3

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 3
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の異動及び解散の届出…………… 5
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 5
- 平成23年宮崎県選挙管理委員会告示第17号の一  
部訂正…………… 5
- 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…………… 6
- 平成22年分、平成23年分及び平成24年分の政治  
団体の収支報告書の要旨の公表…………… 6
- 雑 報**
- 宮崎県市町村職員共済組合の平成25年度決算の  
要旨…………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第 408号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-20	映画	怪談 女霊とろけ腰	加藤組 <オーピー映画>	平成26年6月24日
26年-21	映画	痴漢と覗き スケベな占い師	遠軽組 <新日本映像>	
26年-22	映画	桃木屋旅館騒動記	城定夫組 <新東宝映画>	
26年-23	映画	めぞん美熟女 ぬるぬる下宿	荒木組 <オーピー映画>	
26年-24	映画	小悪魔メイド 後ろからお願いします	後藤組 <オーピー映画>	
26年-25	映画	淫乱OL 思いっきり抱いて	池島組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

平成26年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 409号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年7月3日から平成26年7月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 浜鈴3969番 5地先から 同市同町浦 之名同字39 57番2地先 まで	旧	7.4 ~ 11.6	134.6
				新	7.9 ~ 12.7	134.6

宮崎県告示第 410号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 7 月 3 日から平成26年 7 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 浜鈴3969番 5地先から 同市同町浦 之名同字39 57番2地先 まで	平成26年 7 月 3 日

宮崎県告示第 411号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 7 月 3 日から平成26年 7 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字普 伝原2233番 5地先から 同市同町江 平字丸山32 29番地先ま で	平成26年 7 月 3 日

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 の規定により、宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
  - (1) 名称 宮崎県東京学生寮
  - (2) 所在地 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 2 号
  - (3) 設置目的 宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ること。
- 2 指定期間
 

平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
  - (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
  - (2) 学生寮における寮監業務
  - (3) 学生寮の維持及び保全に関する業務
  - (4) その他宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 

公の施設に関する条例第10条の 4 及び宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）第19条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
  - (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 事業計画書の内容が、学生寮の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
  - (4) 環境保全への対応等がなされていること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県東京学生寮指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総務部総務課庁舎管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7290
  - (2) 配布期間 平成26年7月4日から平成26年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成26年8月13日から平成26年9月5日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
- 宮崎県総務部総務課庁舎管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7290
- 12 その他
- この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、杉安堰土地改良区(西都市)から平成26年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、楠原土地改良区(日南市)から平成26年4月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、内山東地区県営土地改良事業(宮崎市、畑地帯総合整備事業(担い手支援型))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年7月3日から平成26年8月1日まで

- 3 縦覧場所  
宮崎市役所農政部農村整備課内  
宮崎市役所高岡総合支所農林水産課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。  
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年7月3日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬警備	1級	平成26年10月4日(土)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所  
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部
- 3 定員  
15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者  
(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続  
(1) 受付期間  
平成26年8月25日(月)から9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(2) 検定申請書等提出先  
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警

察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)
- カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。  
 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
 また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時は雨合羽を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第12号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条

第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年7月3日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成26年9月17日(水)から、同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
 宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)  
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	平成26年8月4日(月)から、同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

#### 1 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県支部連合会	代 表 者	坂 口 博 美	中 村 幸 一	平成26年 5 月26日
自由民主党宮崎県港湾支部	代 表 者	長 谷 川 明 正	河 野 實 夫	平成26年 5 月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
門川町の明日を創る会	主たる事務所の所在地	東白杵郡門川町加草 5 丁目30番地	東白杵郡門川町中須 2 丁目 9 番 5	平成26年 5 月16日
政経会	代 表 者	百 野 啓 介	梅 田 條 尾	平成26年 5 月21日
西都地区建設業政治連盟	代 表 者	河 野 孝 文	仁 科 俊 一 郎	平成26年 5 月22日
	会 計 責 任 者	池 田 博	河 野 孝 文	

#### 2 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かねまつ道男後援会	兼 松 道 男	清 田 芳 弘	西都市大字清水 319-19	平成26年 5 月16日

### 宮崎県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

( その他の政治団体 )

政治団体の名称 かねまつ道男後援会

報告年月日 平成26年 5 月16日

(平成25年分)

#### 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成26年分)	

#### 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

### 宮崎県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出について、中神義久後援会から訂正の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成23年宮崎県選挙管理委員会告示第17号の一部を次のとおり訂正する。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○その他の政治団体の表中

中神義久後援会	中 神 武 吉	堀ノ内 文 彦	小林市野尻町紙屋3991-8	平成23年1月6日
---------	---------	---------	----------------	-----------

を

中神義久後援会	中 神 武 吉	堀之内 文 彦	小林市野尻町紙屋3991-8	平成23年1月6日
---------	---------	---------	----------------	-----------

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 2 項の規定により、平成26年 4 月 1 日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

政治資金規正法第17条第 2 項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
上村しんじ後援会	山 口 昭一郎	山 下 孝 安	串間市大字都井2323番地の 4
国貞章後援会	黒 木 敏 美	山 田 教 恵	日南市北郷町郷之原乙1458
大海倶楽部	川 口 大 海	川 口 秀 子	延岡市恒富町 3 丁目 3 番地20
ひむか革新の会	濱 元 秀 俊	濱 元 貴 子	宮崎市旭 1 丁目 7 番12号エスポワール宮崎県庁通り 502号
森光昭後援会	奥 村 秀 夫	平 川 俊一郎	串間市大字大平5819-20

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成22年分、平成23年分及び平成24年分の収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年 7 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

( その他の政治団体 )

政治団体の名称 福留成人後援会  
報告年月日 平成24年 3 月27日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 未来をひらく会  
報告年月日 平成24年 3 月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 きたおか四郎の会

報告年月日 平成24年11月19日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 ひむか革新の会

報告年月日 平成24年12月21日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,000円
ア 前年繰越額	4,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 恒正会

報告年月日 平成25年 3 月25日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 田尻敏行後援会

報告年月日 平成25年3月28日

(平成23年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 かえよう日南！市民の会

報告年月日 平成25年11月12日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	60,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	60,000円
(2) 支出総額	60,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	60,000円
(ア) 寄附	60,000円
a 個人からの寄附	60,000円

合 計 60,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附		
深川保典	60,000円	宮崎県日南市
小 計	60,000円	

## (2) 支出の内訳

イ 政治活動費	60,000円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	60,000円
a 機関紙誌の発行事業費	60,000円

合 計 60,000円

政治団体の名称 井上たかあき後援会

報告年月日 平成26年1月6日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 三和会

報告年月日 平成26年2月7日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 岩戸を良くする会

報告年月日 平成26年2月10日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 25,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 25,000円

(2) 支出総額 0円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

    ア 個人の負担する党費又は会費 25,000円  
50人

政治団体の名称 金丸ますお後援会

報告年月日 平成26年3月27日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 60,000円

ア 前年繰越額 60,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 すぎもと豊人後援会

報告年月日 平成26年3月31日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 「いぢち義友」と協働する会

報告年月日 平成26年3月31日

(平成24年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

雑

報

宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。  
平成26年7月3日

宮崎県市町村職員共済組合  
理事長 河野利美

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	損益計算書の要旨		
												収入	支出	
	負担金	3,827,305	10,164,396		116,187	198,711								
	掛金	3,592,219	5,401,434			195,035								
	施設収入・商品売上						132,264							
	連合会交付金等	647,338			42,467				2,864					
	利息及び配当金	164		92,524	228	41	7	66,548	2	2	1			
	その他の収入	1,770			10		15,432	756	91,227	58,340				
	他経理から繰入				21,443		60,000							
	前年度支払準備金	549,267												
	計	8,618,063	15,565,830	92,524	180,335	393,787	207,703	67,304	94,093	58,342	1			
	給付	3,338,829												
	役職員給与				95,609	44,433		19,545	3,740	17,079				
	旅費・事務費				2,934	10,412	722	1,658	588	2,775				
	商品仕入						310							
	委託費				1,145	7,315	73,368	334	48	1,393				
	支払利息			92,524			11	22,110	80,244	6,129				
	連合会払込金等	320,073				2,968			4,499					
	前期高齢者納付金	1,909,779												
	後期高齢者支援金	1,309,026												
	負担金等払込金		15,565,830		51,675									
	他経理へ繰入	21,443				60,000					0			
	その他の支出	864,986			22,236	244,263	120,015	4,579	3,927	9,105				
	次年度支払準備金	528,031												
	計	8,292,167	15,565,830	92,524	173,599	369,391	194,426	48,226	93,046	36,481	0			
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	325,896	-	-	6,736	24,396	13,277	19,078	1,047	21,861	1			

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	貸借対照表の要旨	
												資産	負債
	流動資産	8,887,190	0	128,881	229,137	216,720	9,973	730,613	125,843	754,763	165		
	固定資産			4,074,898	442	649	1,146,559	5,350,878	3,108,848	443			
	繰延資産					771			150				
	資産合計	8,887,190	0	4,203,779	229,579	218,140	1,156,532	6,081,491	3,234,841	755,206	165		
	流動負債	20,131	0		547	9,597	12,606	5,828,379	1	51,617			
	固定負債	528,031		4,203,779	97,150	36,847	1,772	25,316	3,190,197	404,422			
	負債合計	548,162	0	4,203,779	97,697	46,444	14,378	5,853,695	3,190,198	456,039	0		
	利益剰余金	353,804			131,882	171,696	1,142,154	227,796	44,643	299,167	165		
	欠損金	13,247											
	純資産合計	340,557	0	0	131,882	171,696	1,142,154	227,796	44,643	299,167	165		
	負債・純資産合計	888,719	0	4,203,779	229,579	218,140	1,156,532	6,081,491	3,234,841	755,206	165		